

桐朋学園大学 公的研究費不正防止計画（2026年度）

1. 目的

桐朋学園大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定し、実施します。

2. 不正使用防止計画

（1）機関内の責任体系の明確化

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------------------|---------------------------------------|
| ◇各責任者の責任の範囲や権限がきちんと認識されていない。 | ・「公的研究費ハンドブック」を作成し、責任体制を明確にした上で周知を図る。 |

（2）適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--|--|
| ◇コンプライアンス教育が実効性を伴ったものになっていない。 | ・一律で実施していたものを、eラーニングやオンライン教材も活用しながら、それぞれの職域や役割に合った内容とするよう検討し、実施する。 |
| ◇機関内のルールが明確にされておらず、研究費の使用ルールを教職員が理解できていない。 | ・「公的研究費ハンドブック」を作成し、専任教員向けの倫理教育・コンプライアンス講座においても各種のルールを説明する。事務担当者向けの研修も実施する。 |
| ◇懲戒に関する規程の周知 | ・「公的研究費ハンドブック」に研究不正への対応として本学の懲戒に関する規程や、科研費の不正使用についての処分を掲載する。 |

（3）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------------|--|
| ◇不正を発生させる要因の把握が不足している。 | ・不正を発生させる要因を各種の事例などからの確に把握し、実効性のある不正防止計画を策定する。 ・出張処理にあたっての、届出関係書類の見直しを2023年度に実施したので、引き続きその適正な運用を図る。 |

（4）研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|----------------------------|--|
| ◇発注段階での支出財源の特定が適切になされていない。 | ・担当職員と研究者が綿密に連絡を取りながら、予算の執行状況などを的確に相互で確認していく体制を整備する。 |
| ◇検収作業の形骸化 | ・実際の状況を的確に把握した上で、「特殊な役務に関する検収方法―支払内容・納品物に応じた確認方法―」の見直しを行い、教員に周知する。 |

（5）情報発信・共有化の推進

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------|--|
| ◇通報窓口の存在がわかりにくい。 | ・大学 Web サイト「公的研究費の適正な運営・管理について」ページや、「公的研究費ハンドブック」に記載して周知を行う。 |

（6）モニタリングの在り方

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------------------|---|
| ◇日常的なチェック体制や内部監査が適切に行われていない。 | ・コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署によるモニタリングを強化する。 |
| ◇不正防止計画の見直しが行われていない。 | ・毎年度末に、統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者が事務局と連携して不正防止計画についての見直しを行い、次年度の方針等を固める。 |